薬価基準のしくみと解説「2012」　訂正

◆ｐ72 下 4 行～ｐ73 下から 10 行目までを次のように改める。

【解説】これを次のルールとして、具体的数値で説明する。

① 2 カ国以上の場合、当該国の平均値とするが、最高価格が最低価格の 5 倍を超える倍は除外して算定する。

② 3 カ国以上の場合、当該国の平均値とするが、最高価格がそれ以外の平均値の 2 倍を超える倍は 2 倍の価格として算定する。

例 3 の事例では D の価格 600 は①のルールにより算定除外となる。

例 5 の事例では D の価格 480 は②のルールにより（A+B+C の平均値の 2 倍）＝360 と置き換えて算定する。

	例1	例2	例3	修正例3	例4	例5	修正例5
A	100	100	100	100	100	100	100
B	180	180	180	180	180	180	180
C		260	260	260	260	260	260
D			600		300	480	
①最低値の5倍	500	500	500		500	500	
②最高値除外の平均値の2倍		280	360		360	360	360
				①によりDを除外			②によりDを修正
平均価格	140	180	285		210	255	
修正平均価格				180			225

◆ｐ82　1 行目　　「19.2%」を「19.1%」に改める。

◆ｐ82　2 行目　　「28.8～9.6%」を「28.7～9.6%」に改める。

◆ｐ98　2 行目　　「④内用薬である。」を削る。

◆ｐ100　最後の行に以下を追加する。

4) 平成 24 年度から内用薬だけでなく、注射薬および外用薬の配合剤も対象となったが、個別に判断して配合剤の臨床試験の充実度や臨床上のメリットが明らかな場合は、対象外とすることとされた。

◆ｐ127　1 行目（見出し）　　「低薬価品の特例」を「低薬価品等の特例」に改める。

◆ｐ159 表中「第一回算定組織」の日付　　「平成 23 年 10 月 27 日」を「平成 23 年 6 月 13 日」に改める。